

## 空き家・空き地地域利用バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（以下、「公社」という。）が実施する空き家・空き地地域利用バンクについて必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱の規定は、空き家等所有者と空き家等を地域の交流拠点や公益的活動に利活用することを希望する団体を円滑に取り次ぐことにより、空き家等を有効活用し、地域の活性化及び住環境の改善を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き地地域利用バンク 市内空き家等の所有者と空き家等を地域の交流拠点や公益的活動に利活用することを希望する団体の情報や希望条件を、一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 神戸市すまいとまちの安心支援センター「すまいるネット」（以下、「すまいるネット」という。）公式ホームページやすまいるネット窓口を通じて適切に公開し、空き家等所有者と利活用希望団体を円滑に取り次ぐ事業をいう。
- (2) 空き家等 市内にある住宅、土地で、居住その他の使用がなされていないことが常態である空き家・空き室・空きスペース・空き地（現在使用しているが、空き家等になる予定のものも含む）をいう。
- (3) 空き家等所有者 空き家等を所有し、譲渡・貸与を行いたいと考えている者をいう。
- (4) 空き家等利活用希望団体 公益目的のために空き家等を譲渡・借入れしようと考えている者が2人以上で構成された団体をいう。

### (登録申請)

第4条 空き家・空き地地域利用バンク（以下「本事業」という）への登録に際しては、空き家等所有者は空き家・空き地地域利用バンク 空き家等登録申請書（様式第1-1号）、空き家・空き地地域利用バンク 空き家等登録申請に係る誓約書（様式第1-2号）、空き家・空き地地域利用バンク 空き家等登録情報の発信に関する同意書（様式第1-3号）、空き家等利活用希望団体は空き家・空き地地域利用バンク 空き家等利活用希望団体登録申請書（様式第2-1号）に、空き家・空き地地域利用バンク 空き家等利活用希望団体登録申請に係る誓約書（様式第2-2号）、空き家・空き地地域利用バンク 利活用希望団体登録情報の発信に関する同意書（様式第2-3号）及び必要書類を添付して公社に提出するものとする。

### (登録)

第5条 公社は、空き家等所有者から前条の規定に基づく申請があったときは、登録の可否を審査し、本事業の趣旨に沿いかつ次の各号を満たすと認めた場合は、本事業への登録を行うものとする。

- (1) 空き家等の全ての所有権者が登録に同意していること。
- (2) 建物が周辺環境に悪影響を及ぼすものでないもの。

2 公社は、空き家等利活用希望団体から前条の規定に基づく登録申請があったときは、

登録の可否を審査し、本事業の趣旨に沿いつ次の各号を満たすと認めた場合は、本事業への登録を行うものとする。

- (1) 営利を目的とするものではないこと。
- (2) 居住を目的とするものではないこと。
- (3) 空き家等の周辺地域の活性化等の公益的活動であること。

3 公社は、第1項又は第2項の規定に基づく審査を行った場合、登録の可否を決定し、結果を空き家・空き地地域利用バンク 登録完了（却下）通知書（様式第3号）にて申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による登録の有効期間は、登録の決定の日が属する年度の翌年度の3月末までとする。

（登録の更新）

第6条 前条第3項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）で、登録の有効期間の満了後引き続き登録を希望する場合は、当該登録の有効期間満了日の1月前までに、公社に申請を行い、登録の更新を受けなければならない。

2 第5条の規定は登録の更新の申請に準用する。

（登録台帳及びすまいるネット公式ホームページへの掲載等）

第7条 公社は、第5条により登録を行った場合は、登録申請書に記載された情報を、空き家・空き地地域利用バンク 空き家等登録台帳（様式第4-1号）及び空き家・空き地地域利用バンク 利活用希望団体登録台帳（様式第4-2号）に掲載しすまいるネット窓口で閲覧の用に供するとともに、すまいるネット窓口及びすまいるネット公式ホームページへ掲載し公開するものとする。ただし、登録者がすまいるネット窓口及びすまいるネット公式ホームページによる公開を希望しない場合、または公開を希望しない事項がある場合はこの限りではない。

2 登録台帳及びすまいるネット公式ホームページ等に掲載する情報は、登録者から提供された情報を掲載するものであり、内容の正確性等についていかなる保証もせず、責任を負わない。

（登録申請書記載事項の変更）

第8条 登録者は、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合、すみやかに空き家・空き地地域利用バンク 登録事項変更届（様式第5号）を公社に提出しなければならない。

2 第5条の規定は登録の変更の申請に準用する。

（登録の辞退）

第9条 登録者は、本事業への登録の取消しを求めるときは、空き家・空き地地域利用バンク 登録辞退届（様式第6号）を公社に提出しなければならない。

（利用の申し込み）

第10条 本事業に登録された空き家所有者、または空き家等利活用希望団体は引き合わせまたは交渉を希望する場合、公社に申し出なければならない。

2 公社は、前項の申し出があったときは、引き合わせまたは交渉の可否を確認し、確認結果を申し出をした者または団体へ報告しなければならない。

3 引き合わせまたは交渉が可能となったときは、利活用希望団体が空き家・空き地地域利用バンク 利用申込書（様式第 7-1 号）を公社に提出しなければならない。

（交渉、契約等）

第 11 条 前条に基づき引き合わせを受ける登録者は、利用条件等について登録者の責任で直接交渉を行い、契約するものとする。

2 公社は、登録者が行う交渉及び契約等については、直接これに関与せず、一切の責任を負わない。

3 公社は、交渉に際し、登録者からその支援を求められた場合には、必要に応じて専門家を派遣することができる。

4 公社は、第 9 条に定める契約に際し、登録者からその支援を求められた場合は、神戸すまいまちづくり公社すまいまちづくり支援人材等活用事業実施要綱に定める名簿に掲載されている宅地建物取引業者を紹介することができる。

5 登録者は、本事業に係る交渉及び契約等を行ったときは、空き家・空き地地域利用バンク 結果報告書（様式第 7-2 号）を公社に提出するものとする。

6 公社は前項の報告書の提出があったときは、すまいるネット公式ホームページ等において、当該取引事例を利活用実績として公開できるものとする。ただし、登録者が公開を希望しない場合、または公開を希望しない事項がある場合はこの限りではない。

（登録の取消し）

第 12 条 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業に係る登録を取り消すものとする。ただし、特別に理由があると公社が認める場合はこの限りではない。

（1）第 9 条の規定による届の提出があったとき。

（2）登録者から第 11 条第 5 項により、当該空き家等に係る売買契約等の契約締結の報告を受けたとき。

（3）当該空き家等が第 5 条の要件を満たさなくなったとき

（4）登録者が偽りその他不正な手段により本事業への登録を受けたことが判明したとき。

（5）登録者及び団体構成員が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、その他これに準ずるもの）であることが判明したとき。

（6）登録者が個人情報の取り扱いなど各種関係法令に違反したとき。

（7）前号に掲げるもののほか、公社が本事業への登録が適当でないことを認めるとき。

2 公社は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家・空き地地域利用バンク 登録取消通知書（様式第 8 号）により、当該登録者に通知するものとする。

（守秘義務）

第 13 条 公社及び第 11 条第 3 項の専門家及び第 4 項の宅地建物取引業者は、本事業の実

施において知り得た申請又は登録に係る情報等を、登録者の許可なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(公社への情報提供)

第 14 条 公社は、本事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要があるときは、登録者に対して情報提供を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、公社が別に定める。